



募集要領

1 募集趣旨

静岡県は、わさび栽培発祥の地で、日本一の産地です。

独自の栽培システムや環境にやさしい持続可能な農法、生物多様性を育む農法、優れた景観、和食に欠かせない食材、伝統栽培を継承し環境を守る人々がいることなどが評価され、「静岡水わさびの伝統栽培」は平成29年3月14日に日本農業遺産に認定され、平成30年3月9日に世界農業遺産に認定されました。

静岡わさび農業遺産推進協議会、静岡県では、高い品質を誇る「静岡水わさび」の魅力効果を訴求し、他産地との差別化を図るため、世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」のロゴマークを募集します。

採用作品は、高い品質を誇る「静岡水わさび」や「静岡水わさびを使った食品」を認定する「静岡水わさびの逸品」認定商品への表示や、農業遺産の普及啓発のための広報物への表示に広く活用されますので、奮って応募ください。

(参考) 世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」については、
下記ホームページを参照してください

<https://shizuoka-wasabi.jp/>



(参考) 世界農業遺産・日本農業遺産 認定のポイント

- ・静岡県はわさび栽培発祥の地であり、日本一の産地
- ・豊富な降雨と森林からの湧水を活用した独自の栽培技術を確立
- ・環境にやさしい、持続可能な農法 ・生物多様性を育む農法
- ・わさび田の優れた景観 ・和食に欠かせない食材
- ・伝統栽培を継承し、環境を守る人々がいること

2 募集期間

平成 31 年 1 月 15 日（火）～平成 31 年 2 月 12 日（火）

3 募集作品

静岡水わさびの特徴、魅力をイメージした、わかりやすく、印象に残り、普遍的で、商品パッケージや啓発用ポスターなどへの使用にも適したロゴマークデザイン

（補足説明）

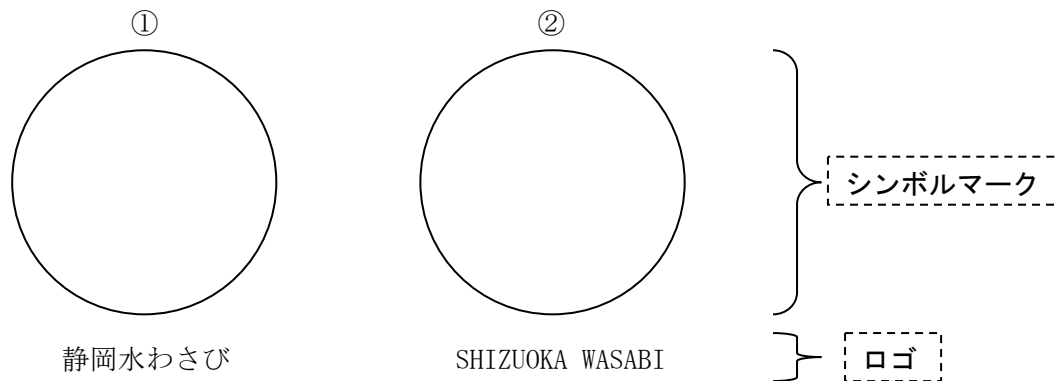
ロゴマーク（シンボルマーク＋ロゴ）は、**シンボルマークは共通で、ロゴは2種（「静岡水わさび」と「SHIZUOKA WASABI」）作成してください。（※応募用紙を参照願います。）**

- ①ロゴマーク（シンボルマーク＋ロゴ（静岡水わさび））のデザイン
- ②ロゴマーク（シンボルマーク＋ロゴ（SHIZUOKA WASABI））のデザイン

<イメージ>

※「シンボルマーク」と「ロゴ」の配置は一例です。

※説明イメージで、シンボルマークを○に限定しているわけではありません。



4 応募資格

静岡県内のデザイン関係大学・専門学校の学生

5 応募方法

- ・別紙「応募用紙」を用いて、応募者の住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話、大学名・専門学校名及び学年、ロゴマーク案の説明、ロゴマーク案（**シンボルマークは共通で、ロゴは2種（「静岡水わさび」と「SHIZUOKA WASABI」）作成**）を記入後、メールにて次の「6 応募先」に送付してください。
- ・データは J P E G または G I F、P N G のいずれかの形式で、3 MB 程度、300dpi 以上としてください。
- ・**応募に必要な書類はダウンロード可能です。（<https://shizuoka-wasabi.jp/>）**
- ・色数は自由としますが、拡大・縮小、単色での使用も考慮してください。
- ・一人で3作品まで応募することができますが、1作品ごとに応募用紙に必要事項を全て記入し、応募してください。
- ・採用内定者及び採用決定者には、元データ（イラストレーター、フォトショップ等）を提出していただきます。

6 応募先

(メール) nogei@pref.shizuoka.lg.jp

※「メールの件名」及び「ファイル名」は「わさびロゴマーク応募」としてください。

※あて先は、「静岡県農芸振興課」としてください。

7 選定基準

(全 般)

- ・わさびをイメージできる、わかりやすいデザイン
- ・人目を惹き、印象に残るデザイン
- ・今後使用し続けるにあたり、飽きない、普遍的なデザイン
- ・商品パッケージや啓発用ポスターなどへの使用にも適したデザイン

(特徴等)

- ・静岡水わさびの特徴、魅力をイメージさせるデザイン
- ・プレミアム感や高級感、他との差別化などが伝わるデザイン
- ・女性受けするデザイン

☆上記を踏まえ「静岡水わさび」のロゴマークとしてふさわしいか総合的に判断

8 選定の方法

- ・応募作品は、別に設置する『世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」ロゴマーク選定委員会』に諮られ、採用作品1点を選定します。
- ・選定にあたっては、プレゼンテーションをしていただく場合があります。該当者には改めて日程等を連絡します。
- ・採用にあたって、必要な微修正をお願いする場合があります。

9 結果発表及び表彰

(結果発表)

- ・採用の内定者には、平成31年3月末(予定)までに、静岡わさび農業遺産推進協議会事務局(静岡県経済産業部農業局農芸振興課)から御連絡します。
- ・採用の決定、公表の時期は、静岡県がロゴマークの商標登録を出願する時期となりますので、改めて、採用決定者に静岡わさび農業遺産推進協議会事務局(静岡県経済産業部農業局農芸振興課)から御連絡します。(平成31年5月末(予定))
- ・採用が決定した作品は静岡わさび農業遺産推進協議会のホームページ等で公表します。
- ・採用者の氏名等の公表については、御本人と協議の上、対応します。

(表彰等)

- ・採用者には、後日、賞品を贈呈します。

10 個人情報の取扱

応募者の個人情報の取扱については、作品の審査及び発表、応募者又は採用者への連絡の範囲内においてのみ利用し、御本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。

なお、採用作品応募者の氏名と作品の説明は公表させていただく場合があります。

11 採用作品の取扱

採用作品の知的財産に係る一切の権利は、静岡県及び静岡わさび農業遺産推進協議会に無償で譲渡するものとする。その場合、採用者は著作者人格権を行使しないものとします。

12 採用されなかった作品の取扱

採用されなかった作品の著作権は、静岡県及び静岡わさび農業遺産推進協議会に移転しません。また、応募された作品は、返却いたしません。

13 注意事項

- ・応募作品は、自作・未発表で、第三者が有する著作権等の権利を侵害しないものに限ります。
なお、この規定に違反していることが判明した場合は、採用内定後又は採用決定後であっても、採用内定又は採用決定を取り消します。
万が一、著作権その他権利侵害等の責任が問われた場合、静岡県及び静岡わさび農業遺産推進協議会は、その責を一切負わないものとし、その責任及び解決は、全て応募者の責任において対応することとします。
また、採用内定作品または採用決定作品が、すでに発表されているものと同じ、あるいは酷似していること等が判明した場合（商標登録ができない場合を含む）には、採用内定または採用決定を取り消すことがあります。
- ・採用作品の使用に当たっては、原案を尊重しながら補正・修正及び文字を付加して使用させていただく場合があります。
- ・メール送信中の事故により作品が届かなかった場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、静岡県及び静岡わさび農業遺産推進協議会は一切の責任を負いません。
- ・応募作品は返却しません。
- ・本募集要領に取り決めのない事項については、静岡県及び静岡わさび農業遺産推進協議会の判断により決定します。
- ・採用結果公表前の作品の審査状況へのお問い合わせには一切お答えできません。
- ・世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」ロゴマークとしてふさわしいものがない場合は、採用作品なしとする場合があります。
- ・応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。
- ・募集要領への同意にも関わらず、応募に関して紛争が生じた場合には、静岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

14 お問い合わせ先

静岡わさび農業遺産推進協議会
事務局：静岡県経済産業部農業局農芸振興課
電 話 054-221-3299
F A X 054-221-1351
メール nogei@pref.shizuoka.lg.jp